

「足場の組立て等業務特別教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町 6-10
TEL (099) 257-9211 FAX (099) 257-9214

この特別教育は、労働安全衛生規則第36条に定める特別教育の対象業務である「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業を除く）」に従事する者に対する教育です。

足場の組立て等における労働災害防止のため、本教育を受講されるようお願いいたします。

1 教育の対象者

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業を除く）に従事する（従事させようとする）者（18歳以上）が本教育（「6時間教育」）の対象者となります。

【注】次に該当する者は、本特別教育科目の全部を省略できます。（つまり、特別教育を行う必要はありません。）

- ① 「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者
- ② 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等「足場の組立て等作業主任者技能講習規程」第1条各号に掲げる者
- ③ とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

2 開催日時、会場

別表「足場の組立て等業務特別教育日時、会場」のとおり。

3 講習科目、時間

* 講習科目の順序は、講師の都合により変更する場合があります。

講 習 科 目	講習時間	講師
1 足場及び作業の方法に関する知識	3時間	当支部 専属講師
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	
4 関係法令	1時間	
合 計	6時間	

4 受講料及びテキスト代

- ・ 受講料は、8,000円です。
- ・ キスト代は、810円です。
- ・ 建災防会員事業場の受講者については、テキスト代を建災防鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

5 申込み方法（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申込みください。
- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置きください。
- ・ 送付する場合は、現金書留でお願いします。

6 申込み・問合わせ先（受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに申し込んでください。）

- (1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者
 建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
 〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211
- (2) 「奄美建設会館」会場での受講希望者
 建設業労働災害防止協会鹿児島県支部奄美分会
 （鹿児島県建設業協会奄美支部）
 〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846
 又は
 建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

* 令和4年6月21日(火)は、鹿児島県電設協会会員事業場のみを対象としますので、申し込みは「一般社団法人鹿児島県電設協会」にお願いします。

7 募集定員

- ・ 50名（諸般の事情でこれより少なくする場合があります。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により、開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

8 修了証の交付

所定の科目、時間を全て受講した方には、修了証を交付します。

別表 【足場の組立て等業務特別教育、会場等】

教育年月日	会場	時間(途中休憩含む)
令和4年 4月11日 (月)	奄美建設会館 (奄美市名瀬小浜町20-3)	9:00~16:20
令和4年 6月21日 (火)	鹿児島県電設会館 (鹿児島県電設協会会員事業場のみ)	
令和4年 7月29日 (金)	鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町6-10)	
令和4年10月11日 (火)		
令和5年 1月31日 (火)		
令和5年 3月28日 (火)		